

1. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得

動物応用科学科では、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得のための「食品衛生プログラム」を置いています。学科における修得単位の卒業要件を満たし、別表に指定した授業科目を修得した者は、上記資格（任用資格）を取得することができます。

＜食品衛生管理者＞

食品添加物、乳製品などの製造業や食用油脂精製工場などは、その製造、加工を衛生的に管理するために、食品衛生管理者をおこななければなりません。これらの工場でも食品衛生管理者として届け出る資格があります。

＜食品衛生監視員＞

食品衛生に関する監視、指導などの職務を行なうものです。国、都道府県などの職員になった場合、食品衛生監視員に任命される資格があります。

履修科目：動物応用科学科における食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得するための「食品衛生プログラム」の専門科目の履修要件は次のとおりです。

表 1 食品衛生プログラムの履修科目表（2019 年度～入学生）

2019 年度～〔A19000 番台～〕入学者適用

科目名	履修科目名	単位数	配当年次
A 群 化学関係	有機化学	2（必修）	1 年次
	機器分析化学	1（選択）	3 年次
	毒性学-機器分析実習	1（選択）	3 年次
B 群 生物化学関係	分子生物学	2（必修）	2 年次
	動物生化学	2（必修）	2 年次
	動物生化学実習	1（必修）	2 年次
	動物生理学	2（必修）	1 年次
	動物解剖・生理学実習	1（必修）	2 年次
	動物栄養学	2（必修）	3 年次
C 群 微生物学関係	微生物学	2（必修）	2 年次
	食品科学	2（必修）	2 年次
	食品科学実習	1（選択）	3 年次
	食品製造学	2（選択）	3 年次
D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	2（選択）	4 年次
	食品衛生学	2（選択）	4 年次
	動物衛生学	2（必修）	3 年次
E 群 その他の関連科目	情報処理論	2（選択）	1 年次
	生物統計学演習	1（必修）	3 年次
	動物応用科学概論	2（必修）	1 年次
	動物機能解剖学	2（必修）	1 年次
	遺伝生物学	2（必修）	1 年次
	動物遺伝学	2（必修）	2 年次
	動物発生学	1（選択）	2 年次
	動物生命工学	2（必修）	2 年次
修得単位数合計		41	

履修方法：2019 年度以降の入学者は、表 1 に定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に必要な科目 41 単位を取得してください。

表 2 食品衛生プログラムの履修科目表（平成 27～30 年度入学生）

平成 27～30 年度〔A15000～A18000 番台〕入学者適用

科目名	履修科目名	単位数	配当年次
A 群 化学関係	有機化学	2（必修）	1 年次
	機器分析化学	1（選択）	3 年次
	機器分析化学実習	1（選択）	3 年次
B 群 生物化学関係	分子生物学	2（必修）	2 年次
	動物生化学	2（必修）	2 年次
	動物生化学実習	1（必修）	2 年次
	動物生理学 I	2（必修）	1 年次
	動物生理学 II	1（必修）	2 年次
	動物生理学実習	1（必修）	2 年次
	食品機能学	2（選択）	3 年次
	動物栄養学	2（必修）	3 年次
C 群 微生物学関係	微生物学	2（必修）	2 年次
	食品科学	2（必修）	2 年次
	食品科学実習	1（選択）	3 年次
	食品製造学	2（選択）	3 年次
D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	2（選択）	4 年次
	食品衛生学	2（選択）	4 年次
	動物衛生学	2（必修）	3 年次
	動物衛生学実習	1（選択）	4 年次
E 群 その他の関連科目	情報処理論	2（選択）	1 年次
	生物統計学演習	1（必修）	2 年次
	動物応用科学概論 I	2（必修）	1 年次
	動物機能解剖学 I	2（必修）	1 年次
	動物機能解剖学 II	1（必修）	1 年次
	遺伝生物学	2（必修）	1 年次
	動物資源遺伝学	2（必修）	2 年次
	動物発生学	1（必修）	2 年次
	動物発生工学	1（必修）	2 年次
	動物生命科学基礎実習	1（必修）	2 年次
修得単位数合計		46	

履修方法：平成 27～30 年度入学生は、表 1 に定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に必要な科目 46 単位を取得してください。

麻布大学獣医学部における食品衛生管理者及び食品衛生監視員の 養成施設に係る所定の課程に関する規則

制 定 平成 8 年 11 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員（以下「食品衛生管理者等」という。）の養成施設に係る所定の課程に関し、必要な事項を定める。

(食品衛生プログラム)

第 2 条 麻布大学獣医学部（以下「本学部」という。）動物応用科学科に、前条に定める所定の課程として、食品衛生プログラムを置く。

(履修)

第 3 条 食品衛生プログラムを履修できる者は、本学部動物応用科学科の学生とする。

2 食品衛生プログラムの履修を希望する者は、別に定める期日までに食品衛生プログラム履修届を提出しなければならない。

3 食品衛生プログラムの履修科目は、別表のとおりとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 3 条の 2 食品衛生プログラムにおいて履修すべき科目については、麻布大学学則第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める入学前の既修得単位として、単位認定しない。ただし、入学前に在籍していた他の大学、短期大学等が、食品衛生管理者等の養成施設として登録されている場合においては、単位認定をすることができる。

(修了証明書)

第 4 条 食品衛生プログラムを修了し、本学部を卒業した者には、修了証明書を発行する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 9 年 4 月 1 日入学生から適用する。
3. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日入学生から適用する。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 3 月 7 日に改定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 19 年 3 月 31 日までに獣医学部動物応用科学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1. この規程は、平成 20 年 2 月 20 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。